

令和4年度滋賀県いじめ問題対策連絡協議会 会議概要

日時 令和4年11月4日(金) 10時30分～12時00分
場所 滋賀県庁北新館5階5-B会議室

議題 ①令和3年度滋賀県はいじめの状況について
②「こども基本法」や「生徒指導提要(令和4年度改訂)(案)」を踏まえた「いじめ防止対策」について

主な意見 【各委員】

- ・暴力を伴ういじめ(「ひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる」等)と暴力行為の生徒間暴力の相関関係を分析するのもポイント。
- ・こども基本法に児童の権利条約の4つの原則が盛り込まれたことは大変重要。法のポイントは、子どもについても「個人として尊重されること」、子ども自身が「意見を表明する権利」だと思う。今後の滋賀県子ども基本条例の制定も注目している。
- ・(仮称)滋賀県子ども基本条例は11月以降集中審議していく予定であり、教育委員会と連携し来年度中に制定予定。
- ・法務局では直接子どもから相談を受けることもあるが、相談スキルを上げる必要がある。また、様々な研修を行い、継続して相談してもらえるよう努めている。
- ・人権擁護委員や弁護士会で相談を受けているが、子ども本人からの相談は少ない。本人による相談のハードルは高い。悩みを持つ子どもに来てもらえる独立性があり相談しやすい場所を設ける必要がある。
- ・生徒指導提要を改訂した背景は、できた当初より法律もできており、まだまだ事が起こってからでの対応で、法律や通知に則った対応の意識が弱い面があるので、関係法令の理解を進めてほしい。また、積極的生徒指導やSCやSSWを含めたチーム学校を進めることが課題である。さらには、生徒指導と学習指導をリンクさせて考えていく必要がある。
- ・子どもの意見表明権は、意見を聞いた後の大人側の責任や行動が重要。いじめられている子どもが声を出せる力、いじめに介入できる子どもを育てていくことが重要。また、人権感覚と多様性を育てていくことが未然防止につながる。
- ・いじめのことだけで対応するのではなく、いろいろなことを読み解くことが必要。
- ・SCやSSWは事が起こった時の相談役だけではなく、日頃のアセスメントから活用してほしい。
- ・学校現場でも未然防止の視点は大事だと感じている。自己肯定感の低い生徒が多く、失敗したら馬鹿にされる不安感のため、自分の意見を言えないことを危惧する。失敗しても大丈夫だという安心感を高め、いろんな場面で良いところを認め伸ばす実践やストレスマネジメントに力を入れていこうと考えている。ICTを活用し、ペアワーク、グループワーク等で子ども達の活躍の場所を試行錯誤している。地域と連携しながらチーム学校として取り組



んでいるところ。

・いじめ重大事態の発生がいじめ対策を見直す機会になった。実効性のある基本方針の全面的見直し、組織体制の改善・拡充、カウンセリングルーム・学習支援室等の施設の改修、生徒主体の校則の見直し等の取組を推進した。

・いじめを起こさせない対策は、人権意識の向上しかない。いじめと不登校は深く関連しているので、その視点で分析をしてほしい。子どもへのアンケート調査は、聞き方を精査する必要がある。子どもをまん中にそのまわりの連携が必要。積極的生徒指導という名の下の押し付け指導ではなく、大人と子どもと一緒に考えて対応することが重要。

・地域の協働性やコミュニティが弱くなっている中、子どもをまん中においた子ども食堂等の居場所づくりは相談支援や居場所支援として大変効果的である。

【副知事】

子どもに関することをこども家庭庁と文部科学省が連携していくが、滋賀県では知事部局と教育委員会とが連携していかなければいけないところだが、要保護児童対策連絡協議会に情報が入ってこない困難な子どもたちを切れ目なく支援していく体制づくりが必要である。

【知事まとめ】

子どものことから、世の中をよくするヒントがあると思う。

いじめ防止対策として、いじめの未然防止、早期発見、対処、関係機関等との連携をしっかりと整える必要があり、次の4点が重要。

- ① いじめの事後のフォローとして、解消2要件の確認をしっかりと行うこと
といじめが起きないための取組を粘り強く繰り返してほしい。
- ② いじめの背景や要因にしっかり目を向け、みんなで対処していく。加害者の背景はどうなっているのか、なぜ被害者は声をあげられないか等を、しっかり見ていく必要がある。
- ③ 生徒指導提要の改訂を期に、大人の押し付けではなく、アセスメントによる対応を推進してほしい。
- ④ (仮称)滋賀県子ども条例の制定に向けての議論から、子どもの意見表明の機会をつくり、子どもに言わせっ放しにならないように、議論を重ねよりよい条例となるよう取組を推進する。